

I. 序言

当国では強盗事件などの凶悪犯罪が多発しており、邦人への被害も発生しています。また、その手口も組織化・巧妙化していることから、より踏み込んだ安全対策を構築する必要があります。当館では、このような事態の予防のために全力で取り組んでおりますが、皆様自身の安全対策意識の高揚も欠かせません。

この手引きは、皆様がパプアニューギニアにおいて安全に生活して頂けるよう、また万一の事態において迅速・的確に対応して頂けるよう作成しました。本手引きを参考にさせていただき、常に落ちついて行動するよう心掛けてください。

なお、本手引きに関する質問や治安及び防犯についての相談、さらには被害に遭った場合の処置等については、大使館の領事・警備担当官へご連絡ください。

- ・ 在パプアニューギニア日本国大使館 領事警備班

Tel : 321-1800 (代表)

夜間、土日・祝日等休館日 (緊急時) : 7685-2319、7683-6224

E-mail : sceoj@pm.mofa.go.jp

- ・ 外務省ホームページ :

<http://www.mofa.go.jp>

- ・ 海外安全ホームページ :

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_075.html#ad-image-0

- ・ たびレジ (在外公館などから緊急時情報提供を受けられる海外旅行登録システム) :

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

- ・ 外務省電話番号 :

Tel:03-3580-3311 (代表)

- ・ 外務省領事局海外邦人安全課 :

Tel:03-5501-8160 (直通)

II. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 危険な場所には近づかない

当国での殺人、強盗（車両強盗含む）、強姦などの凶悪犯罪は、日本に比べると高い確率で時間・場所を問わず発生しています。特に下記に示す場所では、犯罪に巻き込まれる可能性を回避するために、細心の注意を払う必要があります。

- ・ア 住居ゲート前
- ・イ 横断歩道、交差点、道路の行き止まり
- ・ウ 野外マーケット
- ・エ ガソリンスタンドなど

(2) 多額の現金、貴重品は持ち歩かない

当国の人々は、外国人は多額の現金や貴重品を持っているという先入観があるため、犯罪のターゲットにされるケースも少なくありません。過去には、ATMで現金を引き出すところに狙いを付けたり、スマホを強引に奪い去ったりする事件も発生しています。

(3) 海外旅行傷害保険への加入

盗難・物損への備えはもちろん必要ですが、パプアニューギニアの医療態勢は脆弱であるため、オーストラリア等国外への緊急移送が必要となるケースは決して珍しくありません。このような場合、一千万円以上の費用を請求されることがあります。また、日本の医療機関とは異なり、支払いが保証されていない患者は治療してもらえません。予め信頼できる保険会社と十分な補償額の契約をすることを強くお勧めします。

(4) 犯罪被害に遭った場合

どんなに注意をしても、犯罪に巻き込まれてしまう場合があります。ラスカル（武装強盗集団）の目的はほとんどが「物盗り」です。犯罪に使用される武器は、拳銃以外にも鉄パイプなどを加工して作った手製銃やブッシュナイフといった比較的入手しやすいものが多く、多人数で襲撃してきます。犯行時は、犯人側も興奮しているため、犯人の要求に応じないと苛立たせてしまい、危害を加えられる可能性が高くなります。万一、犯罪に遭遇してしまった場合は、その目的が主に「物盗り」であることを踏まえ、生命の安全を第一に考えて無理な抵抗を避け、金品等は渡してしまった方が安全な場合もあります。後に警察へ被害届を提出する時のために、犯人の人数や人相・衣服などの特徴、車両ナンバー等を身の安全を第一に可能な範囲で記憶するなどし、冷静に行動しましょう。

2. 最近の犯罪発生状況（主な例）

（１）２０２１年１月２５日午後２時頃、邦人がポートモレスビーのコネドブ付近を警備車両によるエスコートを帯同させて運転中、警備車両が投石を受け、フロントガラスにヒビが入る被害にあった。

（２）２０２１年２月２１日午前５時４５分頃、邦人がポートモレスビーのイーストボロコ地区にあるチャイナタウン付近を私用車にて一人で走行中、突然エンジンが停止した。右に気が付いたタクシーが停車し、その運転手と乗客２名が同館員の車に近寄ってきたため、同邦人は窓を開けて車内から対応したところ、乗客の一人が窓から車内に手を伸ばし、同邦人のバッグを強奪しようとしてきたものの、バッグの紐が同邦人の腕に引っ掛かり未遂に終わった。その後、犯人はタクシーに乗って立ち去った。

（３）２０２１年６月６日、邦人がワイガニ警察署前の通りを走っていると、対向車線の車両が路側帯で方向転換してそのまま邦人の車両右側面に衝突する事故が発生。双方に怪我はなかったものの事故の相手車両運転手は、飲酒運転かつ無免許運転であった。

また、警察署移動後に取り調べが行われ、邦人は、交通警察の担当官から再度事故現場を検証した上でボロコ地区にある交通警察署に移動すると指示された。その際、事故の相手運転手は酒酔い状態かつ無免許運転にもかかわらず、再度自車で移動を開始し、事故現場とは反対方向に向かった。交通警察との現場検証の後、交通警察署へ向かうと事故の相手はおらず、相手運転手を取り逃がしていたことが判明した。犯人は同月１１日に逮捕された。

（４）２０２１年８月６日（金）、東ハイランド州ゴロカに所在する邦人企業にて、従業員による窃盗事件が発生。犯人は夜間に事務所に合鍵で侵入し、商品、ノートパソコン、現金（約２０万円）等を盗んだ。同社のスタッフや犯人の親族等が協力して犯人を捜索した結果、犯人はポートモレスビーに逃走していることが判明した。その後、犯人と連絡が取れ、警察へ出頭するように伝えた。犯人は親族と共に警察に出頭したが、警察は書類の手続き等を理由に犯人をその場で逮捕せず、犯人に対し厳重に注意した後、翌日にまた来るよう犯人と親族に伝えた。翌日、犯人は再度逃走し、現在の行方は分かっていない。

（５）２０２１年９月２８日（火）午前７時半頃、邦人がスタンレーホテルに立ち寄ろうとした際、ホテル敷地入口前を複数の通行人が横断していたため停車して待機していたところ、突如後ろからタクシーが追突してきた。同邦人は加害者と共にホテル敷地内に移動し、交通警察の到着を待った。警察到着後、状況確認が行われ、同運転手は無免許であり、タクシーのナンバープレートもタクシー用ではなく、一般車用を使用して営業していたことが判明した。被害状況としては双方に人的被害はなく、双方の車両の損傷だけであった。後から来たタクシー会社のオーナーを交えて話し合ったところ、相手側から「こちら（タクシー）の方の被害が大きいので、修理費用を支払ってほしい」旨の要求をしてきたが、話し合いの結果、同邦人には非がないためタクシー会社側が全てを負担することとなった。後日、タクシー会社側に修理費用の見積りを提示したところ、高額過ぎるとして支払いを拒否。引き続き交渉したが平行線を辿ったため、相手側が支払い可能な額で妥結された。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

家屋侵入事件では、独立家屋や世帯数の少ない集合アパートが狙われることが多いようです。ただし、高層アパートであっても低層階や道路沿いに近い部屋では、被害が発生していますので、油断は禁物です。このため、警備員が常駐しており、防犯設備が完備された物件に入居することをお勧めします。

住居を選択する場合には、別紙第1の「住居選択時のチェックリスト」も参考にして対策を講じてください。

ここ数年、物価の上昇に伴い、全体的に賃料が高騰しています。相対的に賃料の安い物件では警備員、敷地内駐車場の確保などのサービスが相対的に貧弱な物件となるため、住居の選定には十分な注意が必要です。

(2) 外出時

ア スリ、置き引き

- ・外出時はできる限り貴重品を持ち歩かず、長居は避けてください。
- ・貴重品を持ち歩く場合には必ず体の前面で保持し、ファスナーやポケットは確実に閉めておいてください。
- ・尾行者の存在を確認する手段として、不意に立ち止まる、歩く速度を変える、突然方向を変えるなどの手段が有効です。

イ 窃盗、強盗

- ・短距離の移動でも車を利用して下さい。ポートモレスビー市内では、歩行移動は原則や控えるべきです。なお、事情によりやむを得ず歩行による移動を行う際も、出来る限り多人数での移動をしないと危険です。
- ・停車中はもちろん、走行中でもドアは必ずロックしてください。
- ・車の乗り降りの際には、周囲に不審な者がいないか状況を確認してください。
- ・待ち伏せされていることがあるので、ゲート出入時（帰宅時、特に夜間）は周囲の状況を確認してください。
- ・路上に障害物（丸太、石、大量のガラス片、蛇等動物の死骸など）を発見しても停車せず、通り抜けられる状況でない場合は、速やかに引き返してください。
- ・路上に人が倒れて助けを求めている場合でも、安易に停車しないでください。
- ・故障やパンクで走行が困難になったら、可能な限りホテルの駐車場等安全な場所まで移動した上で、応援者を呼ぶようにしてください。
- ・多額の金品を他人に見せないでください（親切心からチップを払うと誤解される）。
- ・華美な服装や肌の露出の多い服装を身につけないよう心がけてください。
- ・公共バス(PMV)やタクシーの利用は避け、ドライバー付きレンタカーを利用してください。

ウ 婦女暴行

性犯罪をはじめとする女性に対する犯罪（強姦等）は、当国の治安環境に深刻な影響を及ぼしています。女性の社会的地位が相対的に低いこともあり、男性側の加害者

意識も低い状況にあります。被害は国籍を問わず発生していますので、常日頃から十分すぎるほどの注意が必要です。

エ 車上あらし

車両盗難事件が多発しています。住居のゲート前、車の乗降時、駐車場、ガソリンスタンド、人気の少ない路上等で多く犯行が発生しています。また、警備員の常駐するスーパーの駐車場でも車両のドアをこじ開け、貴重品や車両を盗む事例も発生しているため注意が必要です。

オ 夜間の行動

夜間は不要な外出を避け、やむを得ず外出する場合は、慎重に行動してください。また、セトルメント（不法居住区）、ローカルマーケットやバス停などの犯罪多発地域への外出は避けてください。

(3) 生活

ア 近隣者との付き合い方

独立家屋と集合アパート等では違いはありますが、両隣又は直上・直下階の住人にもどのような人が住んでいるかを確認しておく必要があります。挨拶程度でも十分ですが、緊急時は、お互いに助け合える関係を構築しておくことが重要です。

イ 使用人（ハウスメイド、ドライバー等）との関係

使用人を雇うにあたって重要なことは、友好的な関係を築くことです。特にハウスメイドは、住居内の間取り、鍵のタイプや警備上の弱点、または、貴重品の保管場所等をよく知っていますので、決して頭ごなしに怒鳴りつけることや合理的な理由なく解雇しないことです。また、ドライバーは雇い主の行動を全て把握しているため、同様の扱いが必要です。

当国では、使用人等を斡旋する業者は存在せず、全て個人との契約に基づいています。信頼できる知人・友人からの紹介による採用が一般的です。雇用にあたっては、本来契約書を交わす方法が良いのですが、読み書きが出来ない使用人もおり、多くは口頭での契約になります。この場合、後々のトラブルを防止するためにも、立会人の下での契約をお勧めします。

解雇する場合は、一方的に行うと報復される恐れもあることから、反感を持たれることのないよう十分に相手を納得させるよう心掛けてください。

ウ 郵便物

当国では郵便物の配送サービスは確立されていないため、郵便物を受け取る際は、私書箱を開設する必要があります。小包等の荷物は、検疫のため開封されることがあります。

エ 住居鍵

入居する住宅が決まり次第、管理会社や大家から受領した鍵が新たに交換された鍵かどうかを確認する必要があります。以前の住人が鍵を複製し、使用人等の第三者が所持している場合があるので、未交換であればシリンダー交換等を申し入れることをお勧めします。また、鍵を複製する場合は、業者による複製防止のため、自らが店舗

へ出向いて作ってもらうことも必要です。

オ 長期旅行

休暇等で長期間自宅を留守にする場合は、会社の同僚など信頼できる人に緊急連絡先等を伝えておくとい良いでしょう。警備員の巡回や警報装置の設置がない限り、異常の発見は困難となるので、貴重品は残さず不用意に長期の留守であることを周囲に漏らさないことが必要です。

4. 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

ここ数年の車両台数の増加とともに、運転技量未熟者や、交通ルールを守らないドライバーによる交通事故が発生しています。また、整備が不十分な車両も多く走行しているため、運転には十分な注意を要します。

幹線道路をはじめ、道路の整備事業は行われていますが、未だ整備が十分に行き届いていないのが現状です。特に、雨期には道路が水没、または地滑りにより陥没することがあるため、注意が必要です。また、未知の道路に入ったと思ったらすぐに元の道に引き返しましょう。

(2) 事故対策

- ・車両整備を怠らないでください。
- ・乗車前点検を習慣付けてください。
- ・速度制限を遵守してください。
- ・運転者及び同乗者は、シートベルトを必ず着用してください。
- ・スモーク・フィルムに関する規制がないため、多くの車が運転席にも装着しているので、特に夜間・雨天時などの視認が困難な状況での運転に気をつけてください。
- ・「大丈夫だろう」といった自己判断による運転はしないでください。

5. テロ・誘拐対策

(1) 目立たない

標的とされないように心掛けることが最重要ポイントです。服装や行動が目立たないよう注意を払ってください。

(2) 強い警戒心

強い警戒心を持ち周囲に注意を払うことで、犯人が犯行を断念することもあります。相手に付け入る隙を与えないようにしてください。

(3) 行動を予知されない

犯行を成功させるためには、犯人側も事前に綿密な調査を行うものです。出勤・帰宅時刻、経路、場所等、パターン化した行動は犯人側が計画を立てやすいため、時間を変更したり、同じ場所に行く場合でも複数の経路を使ったりするなど工夫を凝らした行動を心掛けるとともに、行動予定を不必要な人に知らせないようにしてください。

6. 緊急連絡先

別紙第2のとおり。

III. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 在留届の提出

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが義務付けられています。外務省ホームページ（ORRネット）から提出する方法、若しくは当館に直接来館し提出する方法のどちらかご都合の良い方法により提出してください。

なお、海外への渡航期間が3か月未満の日本人の方は、「たびレジ」に登録することをお勧めします。

(2) 連絡体制の整備

緊急事態が発生した際、当館との連絡が取れるように、住居、電話番号等を変更した場合は、速やかに当館へ連絡してください。

(3) 退避場所

退避場所は別紙第3のとおりです。状況に応じて変更する場合がありますので、連絡体制を整備し、腹案を持っておいてください。

(4) 携行品及び非常用物資の準備

緊急事態が発生した際、水や食料品を含む日常生活用品の入手が非常に困難になります。予め、2週間分を目安に蓄えておくことをお勧めします。

なお、携行品は必要最低限にとどめるようお願いします。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的心構え

緊急事態が発生した場合には、当館は邦人保護に万全を期すべく、情報収集、情勢判断を行い、今後の対策を講じるために直ちに対策本部を設けます。同時に、在留邦人の安否確認を行い、情勢判断及び対策などについての情報を随時提供します。皆様は、流言飛語に惑わされたり群集心理に巻き込まれたりしないよう、冷静に行動してください。

(2) 情報の把握

当館は、関係当局機関から情報を収集し、在留邦人の方々に必要な情報を提供します。これらの伝達手段は、以下のとおりです。

- ・大使館からの電話連絡
- ・領事メールの配信

(3) 当館への通報及び行動要領

緊急事態の時こそ、大使館との連絡を密にしてください。特に、初動時の安否確認や情報提供などを皆様から積極的に連絡して頂くと、迅速な対応が可能となります。

次に行動要領ですが、付近が特に危険でなければ、特別な指示がない限り自宅又は職

場で待機してください。しかし、必要と判断した場合は、以下の事項に注意して行動してください。

- ・避難経路を選択する。
- ・時機を失せず退避し、退避後は速やかに大使館へ連絡する。
- ・避難の際の手荷物は、必要最小限とする。

(4) 国外への退避

事態の悪化にともない、帰国又は第三国へ退避する場合、その旨を大使館にも通報してください。事前の連絡が困難であった場合は、退避後速やかに大使館又は退避先の在外日本公館、外務省本省へ通報してください。

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

別紙第4のとおり。

4. その他

地区別一時退避先（別紙第3のとおり）

IV. 結語

パプアニューギニアでは依然として失業者や生活困窮者が多く、これらグループによる金品強奪を目的とした犯罪が頻発しています。その他にも地域を問わず部族間闘争が生起しており、それに伴い周辺地域の治安悪化も度々発生しています。

これらの犯罪や騒乱がエスカレートし、緊急事態が発生した際には、当大使館としても全力でその対応にあたりますが、何よりも各自が責任を持って自己の安全対策に万全を期するよう努力して頂くことが肝要であると考えています。

本手引きでは、一般防犯対策を含め、緊急事態発生時に在留邦人の方が迅速かつ的確に対応できるよう必要な諸点をまとめております。在留邦人の皆様が本手引きを参考に、安全で実り多きパプアニューギニア生活を送られることを願っています。